

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせがなされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、ご注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので
ご注意願います。

ご不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
平成31年2月12日から 平成31年6月11日まで (予定)	常滑市錦町一丁目、三丁目、四丁目、 森西町一丁目、二丁目、三丁目、四 丁目、大鳥町二丁目、三丁目、五丁 目、大和町三丁目、四丁目、五丁目、 六丁目、明和町三丁目、四丁目、五 丁目 以上の一部 常滑市錦町二丁目、大鳥町一丁目、 四丁目 以上の全部 (半田支局管轄)	土地区画整理事業
平成31年2月18日から 平成31年3月18日まで (予定)	西尾市羽塚町寅山、坊山、林西、喜 多王東 以上の一部 (西尾支局管轄)	土地区画整理事業